

申上ると也。右は元祿十五年四月將軍家江戸本郷邸へ渡御の時の事也。前田備前は二代備前なり。

○豊國神社

當社は従前は卯辰山山王と稱し、俗に卯辰觀音とも呼べり。殿町等二百戸許の産土神にて、金澤城内の産土神となし、舊藩中は此の神社へ宮參せらるゝ例にて、鄭重に祭られたり。當社草創の來歴を考ふるに、元は石浦山王とて石浦郷七ヶ村の氏神なる山王を勧請し、彼の本地佛なる長谷觀音を遷座して、卯辰山に社堂を建立し、別當を觀音院と號す。是豊國神社の草創なり。その顛末を考ふるに、今石浦神社に傳來せる慶長十一年八月石浦七村氏子連判狀に、石浦村之内三わうの宮うつしの時、御せんぐとしてあんぜん坊石浦村へ御出云々と見え、石浦觀音緣起に、行基亦依郡吏之請、勸請山王權現。開眼供養而爲地主權現。と記載す。右長谷觀音は即ち山王の本地佛にて、そのさき石浦村に山王を勧請して、本地觀音の像を安置す。是石浦郷七村の惣社にて、金澤城地は石浦郷七村の内なる山崎村の地内なるが故に、石浦山王をば後々まで産土神となしたるもの

也。然るに天正九年閏三月金澤城に本願寺の末寺本源寺ありて、門徒一揆取籠り居たるを、越前より柴田勝家、佐久間盛政等討ち入り、一揆共を征伐し、金澤落城の時兵火のため社殿佛閣燒亡し、其の後本地長谷觀音をば愛宕の社僧共かりゆき、小立野愛宕社に安置し、城内の産土神となし山王の神靈をも勸請しけるが、慶長六年に卯辰山へ移轉を命ぜられ、愛宕社と共に卯辰山へ遷座す。然るに別當明王院二代祐慶退院の時、愛宕社より、彼の石浦村より預り置きける本地觀音を持ち行き、卯辰山に隱居し、觀音堂を建立して別當所を觀音院と稱し、山王社をも造立して城内の産土神とす。其の巨細は卯辰山觀音院の條に記載す。三州志來因概覽附錄に云ふ。卯辰觀音院。觀音堂等其の初め小立野尻谷坂の上にある處、慶長六年瑞龍公祈禱所として今の卯辰山の地を賜はり、觀音堂暨山王社再興なり。其の後元和二年天徳院殿より觀音堂等莊嚴を加へさせらる。今枝直方筆記に、山王は天徳院殿の産神にて、諸公子誕生に付き向山に勸請宮參の儀あり。神祭の散樂も山王の祭樂なりといへり。平次按するに、右等の事社記には記載せずとい

へども、延寶二年由來書に、元和二年觀音堂及び鎮守山王社、天徳院殿より御建立、翌年客殿等利常卿御造營被仰付。當山は少將公以下諸公子方官參被爲在、御代々御産神之宮寺に被成、御懐胎の度毎御祈禱をも被仰付。とありて、舊藩中は毎歲四月朔日、二日兩日神事能を金澤市中より執行せしも、城内の産土神なる故なりといへり。又右山王社へ豊國の神像を合祀せられたり。此の神像合祀の事は、古來世人も傳承すれど、其の年曆等記録にも所見なく、傳言のみにて、神像は現に合祀あり。按するに、大坂落城の後京都東山阿彌陀峰の豊國神社をば、徳川家より廢せし故に、其の聞えを憚り、隱密して山王社内へ合祀し、豊國の神號は呼ばぬ事となしたるものなるべし。然るに時なる哉、徳川幕府を廢し、維新復古の初め神佛混淆廢止の宣下あるに依つて、明治二年當社祭神の情實をば神祇省へ具狀し、本地佛長谷觀音等の佛像等を取除け、別當觀音院の寺號を廢止し、別當は復飾を命ぜられて神職と成り、更に社號をば豊國神社と稱し、豊大閣の神像をば主神と成したり。従前は本地觀音を主とし、神祠は鎮守山王とて小祠を

本地堂の傍に建て、祭禮の時野町神明の神官多田氏來りて神祭を執行する例なり。故に豊國の神像をば假に本地觀音堂の舊殿へ移し、神殿に改め、豊國神社の額を掛け、明治五年十一月郷社に列せられ、神官に祠官・祠掌を置かれたり。同九年九月氏子共協議の上神殿拜殿等を新築し、道路も不体裁なりとて付替へたり。此の時舊藩前田家より金五十圓を寄附せらる。然れども氏子地を離れ、卯辰山に鎮座なる故不都合なり。依つて氏子地殿町なる舊藩士佐藤氏元屋敷の内五百餘歩、即ち今向嶋幸助等の持地なるを、氏子共自力を以て買ひ上げ、社地と定め、此の地へ移轉致したしとの旨、明治十七年十月三日縣廳へ具狀しける處、其の筋へ伺ひと成り、十一月十八日氏子出願の趣許可相成る旨縣廳より達せられたり。是に依つて氏子共其の旨舊藩前田家へ具狀しけるに、元城内の産土神の康を以て金百圓を寄附せられ、氏子共も金穀を寄附し、十九年十月卯辰山の神殿・拜殿等を新社地へ移轉造立、建築方漸く落成し、同月十八日神靈を遷座し、神式を勤めけり。

○薪藏遺跡